

次世代EDINETの概要と課題

The outline and problems of New EDINET

阿 部 仁*

Hitoshi ABE

1. はじめに

企業の情報開示手段として、電子開示が広く浸透している。インターネットが急速に普及した1990年代後半頃より、紙ベースの開示からコンピュータ・ネットワークを介した電子開示への移行が始まった。電子開示のメリットは、インターネット環境さえあれば、いつでも、どこでも、安価かつスピーディに情報を入手できることであろう。電子開示システムは、情報利用者の利便性向上を目的に日進月歩で進化している。日本ではいくつかの企業情報の電子開示システムが存在する¹が、そのひとつとして金融庁の企業情報開示システム、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (Electronic Disclosure for Investor's NETwork: 以下EDINETとする)」がある。EDINETは2001年6月より稼働しているシステムで、2008年3月には世界に先駆けて、開示書類の一部に財務報告用のコンピュータ言語「XBRL」を導入し、電子化された情報の効率的な利用を促進してきた。さら2013年9月からは、従来のEDINETをさらにバージョンアップした「次世代EDINET」と呼ばれる新しいシステムが稼働している。「次世代EDINET」ではXBRL化される範囲を大幅に拡大するとともに、適用される文書の種類も多くなっている。

本稿では、これまでのEDINETの発展過程を回顧するとともに、「次世代EDINET」について概観しながら、その課題について考察することとする。

2. EDINETの歴史

2-1. 電子開示の歴史

電子開示は、企業情報等について紙ベースの開示を代替する手段として、まずアメリカで開発・導入された。1992年にアメリカ証券取引委員会 (U.S. Securities and

*経営会計学科－会計学

Department of Business Accounting－Accounting

Exchange Commission：以下SECとする）が10年来の導入プロセスを経て世界初の電子開示システムとなるEDGARシステム（the Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system）を稼働させた²。当初はハードであるパーソナル・コンピュータ、インフラであるインターネット環境も現在のように整備されている状況ではなかったため、それほど大きな注目は浴びなかった。しかし、紙ベースの資料を減らす試みであった1995年の文書削減法³の制定やインターネットが地球規模的に急速に普及するなど、開示を取り巻く環境が変化していくにつれて、EDGARシステムは広く利用されるようになった。

日本のEDINETは2001年6月より稼働している企業情報の電子開示システムであり、EDGARシステムを参考としながらシステム構築の準備が進められた。EDINETは2008年3月にはシステムを大きく刷新し、世界の電子開示システムに先駆けてXBRLを導入した。XBRLは、各種財務報告用の情報を作成・流通・利用できるように開発された国際的に標準化されたXMLベースのコンピュータ言語である⁴。さらに2013年9月には、「次世代EDINET」と呼ばれる新システムが稼働している。次節以降ではこれまでのEDINETの変遷について大きく3つの世代に分けて概観していく。

2-2. 第1世代 ～EDINETの稼働開始～（2001年6月～2008年3月）

① EDINET稼働までのプロセス⁵

日本において企業情報の電子開示システムについて検討が開始されたのは、1996年のことである。当時、企業の有価証券報告書等に掲載されている情報を入手する方法は、財務（支）局等で縦覧、コピーか、特定の書店もしくは政府刊行物センターに赴き、各社別の有価証券報告書を有償で購入するのが一般的であった。大蔵省は利害関係者のディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、投資意思決定をより効率的に行うためにも、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報提供の検討が必要であると考え始めていた⁶。1997年4月、有価証券報告書等の法定開示書類の受理・審査・縦覧を電子的に行うシステムを検討することを目的とした「電子開示研究会」という研究会を設置し、同年7月に検討結果を「電子開示システムのあり方について（EDINET）」として公表した。この報告書は電子開示システムをEDINETと命名すること、届出・受理、審査、情報公開の3つのシステムから構成されること、法定開示書類は分析・索引機能を付加したテキスト・データを前提とすること、公衆回線を利用したオンラインによる直接通信又はフロッピー・ディスクの持参・郵送による提出を求めること、等が記されていた。また、このシステムは2000年3月期の有価証券報告書から稼働するよう検討が進められることとなっていた。第1世代のEDINETの稼働前および稼働後の主な変遷は表1の通りである。

表1 EDINETの誕生から現在に至る変遷¹

年 月	内 容
1996年6月	財団法人企業財務制度研究会（COFRI）が「電子開示研究懇談会」を設置し、検討を開始する ⁷ 。
1997年7月	「電子開示委員会」が報告書を公表、システムをEDINETと命名し、概要を明らかにする。
1999年12月	「電子政府の実現プロジェクト」にEDINETが取り上げられる。
2000年5月	「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立し、企業内容等の開示制度の電子化について、必要な措置が講じられる。
2001年6月	システムが稼働する。有価証券報告書・半期報告書等の開示書類について対応。
2002年6月	有価証券届出書・発行登録書等に対応。
2003年6月	大量保有報告書等に対応。
2004年6月	有価証券報告書等についてEDINETでの提出を義務化する。

出典：大蔵省および金融庁の公表資料により作成。

② 稼働後の課題

表1から明らかなように、2004年6月より、有価証券報告書等の金融庁への提出はすべてEDINETを通じて行われるようになった。また提出後は所定の審査等を経て、その情報は迅速に公表されたため情報利用者の利便性は格段に向上した。EDINETではインターネットの標準的な言語であるHTMLによって情報が記述されており、ブラウザでの表示には適していたが、その情報を二次的に利用することは難しかった。企業は情報を電子化して提出しているにもかかわらず、それが開示にのみしか貢献できないのは情報の有効活用とは言えず、新システムの検討が開始されることとなった。

2-3. 第2世代 ～XBRLの導入～（2008年3月～2013年9月）

① 導入までのプロセス

第1世代EDINETが本格的に稼働をはじめた2004年から新システムの検討が開始された。2006年3月に公表された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、導入準備がなされることとなった。第2世代EDINETの大きな特徴は電子化された情報を十分活用するため、アメリカの公認会計士チャールズ・ホフマン氏によって開発された新しい財務報告用の言語であるXBRLを導入したことである。EDINETの再構築にあたり、その基本方針では新たなEDINET（第2世代EDINET）に期待している機能として次の4項目を指摘している⁸。

- ・XBRL導入による高度な情報再利用の実現
- ・業務改善，システム機能改善・強化に伴う利便性の向上
- ・システム運用効率の向上
- ・セキュリティの強化

第2世代EDINETは，これらの機能をほぼ組み込みことを前提に，情報利用者の利便性の向上を重要視しながらシステム開発がなされていった。説明会資料等でもこの4点を再構築の主要項目として掲げている⁹。第2世代EDINETの導入プロセスは表2の通りである。

表2 EDINETの誕生から現在に至る変遷2

年 月	内 容
2006 年 3 月	金融庁「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」を公表。
2006 年 10 月	「EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会」を開始。
2006 年 8 月	新システムの開発およびタクソノミの開発に着手。
2007 年 6 月	EDINET タクソノミ（草案）の公開。
2007 年 11 月	EDINET 再構築に関する各種仕様等の公開。
2007 年 12 月	金融庁「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等を公開。
2007 年 12 月	EDINET タクソノミ（β版）を公開。
2008 年 2 月	EDINET タクソノミ（2008-02-01 版）を公開。
2008 年 3 月	金融庁「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」施行。システム稼働。

出典：金融庁の公表資料より作成。

② 特徴と導入後の課題

第2世代EDINETは上述したように，世界に先駆けてXBRLを導入されたことが最大の特徴である。XBRL化されたのは，有価証券報告書，半期報告書，四半期報告書，有価証券届出書の財務諸表本体部分である。その他の部分については従来どおり，HTML形式で作成したファイルを提出する。つまり企業は，XBRL形式のファイルとHTML形式のファイルの2通りのデータファイルを提出することとなった。なお外国会計基準で作成された財務諸表（外国企業，外国ファンド，アメリカSEC登録企業等）はタクソノミの関係でXBRL化の対象外とされていた。

たとえば有価証券報告書では「第5 経理の状況」における，連結損益計算書，連

結貸借対照表，株主資本等変動計算書，連結キャッシュ・フロー計算書，および個別の貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表で作成していない場合）がXBRL化の対象となり，注記や附属書類等を含む大部分は従来通りのHTML形式で作成されることとなった。

XBRL形式の情報への対応は企業の情報システムに大きな負担を強いるとの見方もあったが，実際には印刷会社等，各種業者がXBRLへの変換システムを用意したため，それほど大きな問題とはならなかった。しかし，XBRL化されている情報が財務諸表本体のみであったため，分析等を行う場合，十分でないとの指摘がされるようになった。定性的情報が重要性を帯びようになってきたこと，注記などに分析上重要な情報が開示されている場合が多くなってきたことを受けて，より広範囲な情報がXBRL化されることを目的に，新たな対応が検討されることとなった。

2-4. 第3世代 ～XBRLの適用範囲の拡大～（2013年9月～）

① 導入までのプロセス

2008年に世界に先駆けてXBRLを導入したEDINETであったが，その範囲が限定的であること，月間のアクセス数が約783万件（2009事務年度）¹⁰となり，利用者が増加し更なる利便性の向上を求める声が大きくなってきたこと等を勘案し，EDINETのバージョンアップを検討することとなった。表3に示すように2度の実務者検討会で金融庁の方針が示され，これまでと比べると比較的短期間で新システムへの移行を果たした。しかし新たに追加された機能は非常に多岐にわたっている。金融庁は，この第3世代EDINETについて「次世代EDINET」という名称を使用している。

表3 EDINETの誕生から現在に至る変遷3

年 月	内 容
2011 年 3 月	「EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会」第5回会合において「次世代EDINETについて」を公表。
2011 年 9 月	「EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会」第6回会合において「次世代EDINET稼働までのマイルストーン」を公表。
2012 年 6 月	次世代EDINETタクソノミ（案）を公表。
2013 年 9 月	次世代EDINET稼働。

出典：金融庁の公表資料をもとに作成。

なお第3世代の「次世代EDINET」に関しては次章で詳細に検討を行うこととする。

3. 次世代EDINET（第3世代）

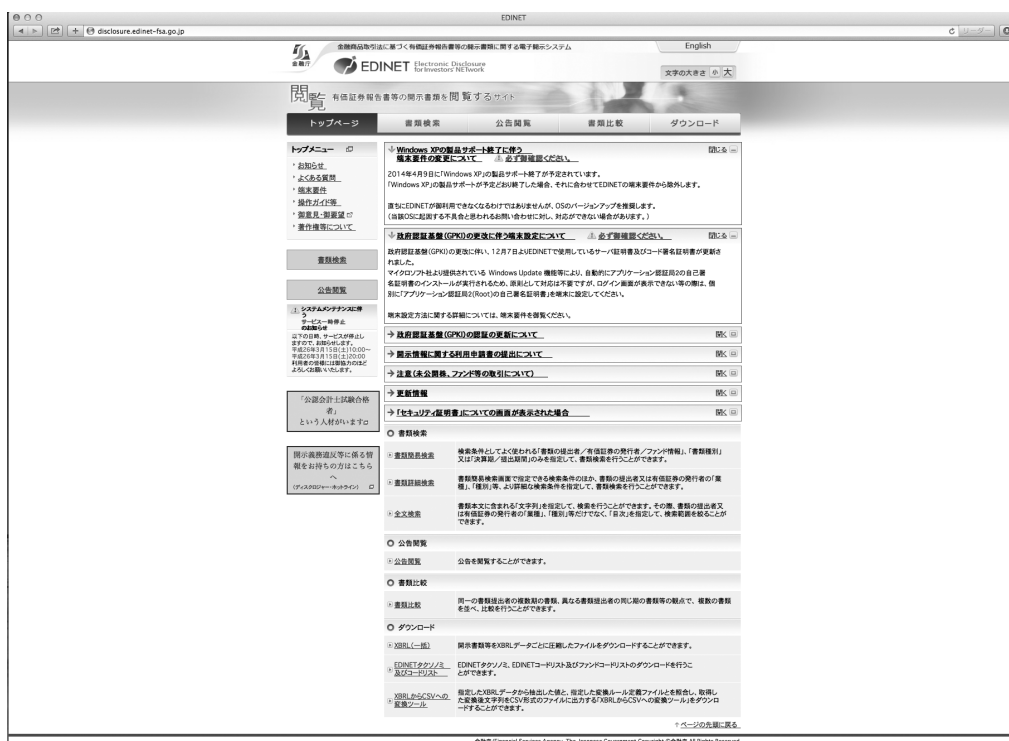
3-1. 導入の経緯と目的¹¹

金融庁は「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」（2011年3月31日改訂）等にもとづいて、開示書類の二次利用性の向上、検索機能等の向上等を目的として、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の次世代システム」に係る設計および開発を行ってきた。次世代EDINETの目的は次の通りである。

- ・国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大
- ・投資家向けの検索・分析機能の向上
- ・システム運用経費の軽減
- ・事業継続に係る機能の向上

システム刷新に伴い、インターフェイスも図1のように大幅に変更されている。

図1 次世代EDINETのインターフェイス



出典：金融庁EDINETのホームページ（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp>）より抜粋。

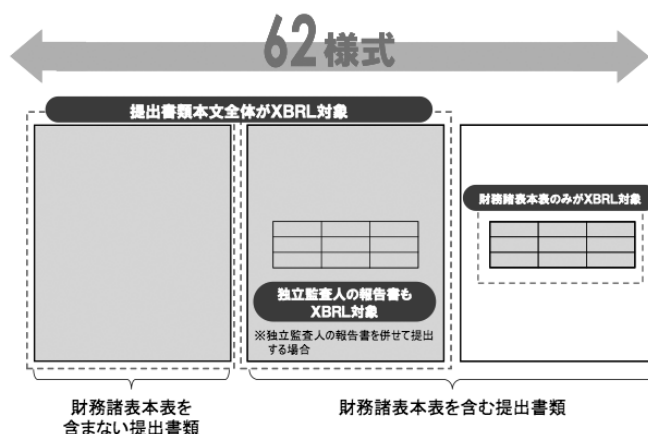
3-2. 概要

(1) XBRL化対象範囲の大幅な拡大

① 有価証券報告書等のXBRL化される範囲

第2世代EDINETでは、有価証券報告書等のうち、XBRL化されたのは、財務諸表本体のみであり、注記を含めたその他の項目は、従来通りのHTMLが採用されていた。そのため、第1世代より利便性は向上したといえるが、財務分析に必要な定性的情報が重要性を帯びるようになるとXBRL化の範囲拡大が求められるようになってきた。たとえば、注記をはじめ財務諸表本体以外に記載されている情報はブラウザの文書検索機能を使い、ひとつひとつ確認する必要があった。そのため次世代EDINETでは有価証券報告書に関しては、すべてがXBRL化されることとなった。

図2 XBRL化される範囲の拡大



出典：金融庁総務企画局企業開示課『EDINETタクソノミの概要説明』（2013年8月），p.18より抜粋。

② XBRL化される対象書類の拡大

第2世代EDINETでは、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、有価証券届出書に関する提出書類のうち、財務諸表本表に関してXBRLが適用されてきたが、次世代EDINETではインラインXBRL（後述）の採用に伴い、図3のように、その対象書類も大幅に拡大された。

図3 XBRL化 対象書類の拡大



出典：金融庁総務企画局企業開示課『EDINETタクソノミの概要説明』（2013年8月），p.18より抜粋。

また新たにXBRL化の対象となる書類は62様式であるが，そのうち開示府令によるものは表4の通りである。

表4 XBRL対象様式（開示府令）

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)	○	○
2	有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)	○	
3	有価証券届出書	第二号の三様式	(参照方式)	○	
4	有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)	○	○
5	有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)	○	○
6	有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)	○	○
7	有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上場)	○	○
8	有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)	○	○
9	有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)	○	○
10	有価証券報告書	第四号様式	(法 24 条 3 項に基づくもの)	○	○
11	四半期報告書	第四号の三様式		○	○
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)	○	○
13	半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)	○	○
14	臨時報告書	第五号の三様式		○	
15	有価証券届出書	第七号様式	外国会社(通常方式)※		○
16	有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社(組織再編成)※		○
17	有価証券報告書	第八号様式	外国会社※		○
18	有価証券報告書	第九号様式	外国会社※		○
19	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社※		○
20	半期報告書	第十号様式	外国会社※		○
21	発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)	○	
22	発行登録書	第十一号の二様式	(CP)	○	
23	発行登録書	第十一号の二の二様式	(短期社債)	○	
24	発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)	○	
25	発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)	○	
26	自己株券買付状況	第十七号様式	(法 24 条 の 6 第 1 項に基づくもの)	○	

※日本基準の財務諸表本体に限る。

出典：金融庁総務企画局企業開示課『EDINETタクソノミの概要説明』（2013年8月），p.19より抜粋。

(2) 検索機能の向上

① 条件付検索機能・企業間・経年比較機能の追加

第2世代EDINETでは、データ検索・閲覧機能がメインであったが、次世代EDINETでは、XBRL項目を指定した検索、企業間比較、特定の勘定科目の比較等、XBRLデータを活用した機能を提供している。これまで一般の情報利用者が十分に活用することが難しかったXBRL情報を積極的に利用している。

図4 書類比較の画面



出典：金融庁EDINETのホームページ（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp>）より抜粋。

② XBRLデータをCSVデータに変換するツールの提供

XBRL形式のデータは、その二次利用性、すなわち多面的に活用可能性が大きな特色であるが、多くの場合、専用ソフトなどが必要になり、一般の情報利用者には十分にデータを活用できない場合が多かった。しかし、CSV形式にデータ変換できるツールの提供により、Excelなどの表計算ソフトにデータをコンバートできるため、利用価値が上がることが予想される。ただし、XBRLデータの本源的な価値最大化の検討も忘れてはならない。

図5 XBRL から CSV への変換ツールの画面



出典：金融庁EDINETのホームページ（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp>）より抜粋。

(3) インラインXBRLの導入

次世代EDINETでは、大きな特色として第2世代EDINETのタクソノミで使用されていたXBRL（表示変換方式）ではなく、インラインXBRL方式を採用している。この方式を利用することによって、XBRLの対象範囲が大幅に拡大できるようになった。

インラインXBRL方式では、従来のXBRLと異なりデータの羅列ではなくブラウザでデータ内容の表示が可能となるとともに、提出されたインラインXBRLファイルからXBRLインスタンスファイルが自動生成されるため、変換されたXBRLインスタンスとXBRLタクソノミを利用した分析や加工ができるようになっている¹²。

(4) タグ付けとその粒度

次世代EDINETではXBRL化される対象や範囲が大幅に拡大されることを受け、開示項目のうちどの部分にタグを付けるか、最小単位をどのようにするか、その詳細が示されている。タグ付けの単位は、表5で示すように「詳細タグ付け」と「包括タグ付け」に区分される¹³。

表5 タグ付けの区分

タグの区分	内 容
詳細タグ付け	個々の金額等、開示事項について最小単位ごとにタグ付け
包括タグ付け	文章、表、複数の金額項目等の塊でタグ付け

なお、財務諸表本体以外で詳細タグ付けされる範囲は次の通りである¹⁴。

- ① 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書
 - ・ 主要な経営指標等の推移
 - ・ 大株主の状況
 - ・ 貸借対照表関係
 - ・ 損益計算書関係
 - ・ セグメント情報
- ② 大量保有報告書
 - ・ 報告書全体（借入先の名称、借入金の内訳等を除く）
- ③ 公開買付届出書および公開買付報告書
 - ・ 買付等を行った後における株券等の所有割合

詳細タグ付けがされている項目はデータの抽出等に対応できるが、包括タグ付けされている項目、たとえば文章の塊などの中に含まれる情報等を個別的に抽出することは困難である。

(5) ディメンションの導入

次世代EDINETのタクソノミでは、XBRLで縦と横等の多次元構造を表現する方法としてディメンションと呼ばれる仕様が採用されている。ディメンションとは「表示項目」と「ディメンション軸」の組み合わせによってインスタンス値を設定する手法である。ディメンションは株主資本等変動計算書、大株主の状況、セグメント情報等において、また連結財務諸表と個別財務諸表の区分でも利用されている。

(6) 株主資本等変動計算書のレイアウト変更

自由度の高いインラインXBRLおよびディメンションを利用しているため、表示形式に柔軟さをもたらすことができるようになっている。そのため、財務諸表等規則等を改正し、株主資本等変動計算書のスタイルの見直しが行われた。

第2世代EDINETの表示変換方式では、縦軸に項目、横軸に期間（複数年）が設定されていたが、インラインXBRL方式では、前期と当期の表を分割し、純資産の内訳を横軸の見出し、変動要因を縦軸の見出しとするレイアウトに変更されている。

(7) IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の対応

IFRS適用会社は、IFRS財務諸表に対する詳細タグ付けは任意であり、アメリカ基準財務諸表は詳細タグ付けをしない。IFRS適用会社が財務諸表に関して詳細タグ付けをする場合には、IFRS財団が公表しているIFRSタクソノミを利用し、財務諸

表以外の部分は、EDINET タクソノミを利用することになる。またアメリカ基準を採用する会社は、EDINET タクソノミを利用し、財務諸表部分も含めて包括タグ付けのみを行うこととなる。なおIFRS適用会社の財務諸表は詳細タグ付けを採用する場合、財務諸表本体のみか、また注記も含めるのか、その判断が必要になる。包括タグ付けを行う場合は、EDINET タクソノミを利用することとなる。

4. おわりに～次世代EDINETの課題～

現在、インターネットをはじめとするコンピュータ・ネットワークは我々の生活の一部となって機能している。それと相まって電子開示も世界的に普及するようになっているが、その中でもアメリカSECのEDGARシステムおよび金融庁のEDINETは先端に行く企業情報開示システムである。

本稿では、EDINETが計画された段階から第1世代、第2世代を経て、2013年9月から稼働した第3世代（次世代EDINET）に至る経緯を回顧し、この新しい次世代EDINETの特徴点について考察してきた。第1世代では、紙ベースからWebベースに開示方法そのものを変化させた点で大きな進歩があったが、公表されるデータがHTML形式であったため、電子化された情報の二次利用性ができないことが大きな課題であった。第2世代ではそれを克服するために、新しい財務報告用の言語であるXBRLが導入された。XBRLは情報の二次利用を可能にし、多言語対応のため言葉の問題もある程度対応することが期待された。しかしXBRLデータの積極的な活用には至らなかった。これはXBRLデータを扱うためには、ある程度の技術的な知識が必要であったこと、また専用のソフトウェアが必要になるなど、必ずしも一般の情報利用者にとって使いやすい環境ではなかったことが起因している。第3世代にあたる「次世代EDINET」では、インラインXBRLの採用など新しい技術が多く導入され、XBRL化される範囲や種類が大幅に拡大された。また一般の情報利用者にもそのメリットが享受できるように、XBRLを活用できるような分析・閲覧ツールがあらかじめEDINETホームページに用意されるなど、前向きな取り組みがなされている。これは金融庁（大蔵省）が、電子開示システムの構築を検討していた頃から主張していた「投資家に利用される情報」に一步近づいたと言えるであろう。

今後は、この次世代EDINETでXBRL化された広範囲の情報をより活用すべく、分析ツールの充実や専用ソフトウェアの開発等が望まれる。

注

- 1 たとえば金融庁のEDINETの他に東京証券取引所のTDNetなどがある。
- 2 詳細についてはEDGARシステムのホームページ (<https://www.sec.gov/edgar.shtml>) を参照。
- 3 Paperwork Reduction Act of 1995.
- 4 XBRL Japan 『FACT BOOK 2013』, p.6。
- 5 詳細については、拙稿「EDINETの現状と今後の展開～XBRLの導入を中心として」(中部大学経営情報学部論集 第21巻第1・2号, 2007年3月) pp.23-37を参照されたい。
- 6 証券取引審議会「証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～」(1997年6月13日)。
- 7 大崎貞和「わが国におけるディスクロージャーの電子化をめぐる動き」『資本市場クォーターリー 1997年秋号』(1997年)。
- 8 拙稿, 前掲論文を参照。
- 9 金融庁総務企画局企業開示課「1. 新EDINETの概要と現行システムからの変更点」(新EDINETの関する説明会配布資料) p.4。
- 10 金融庁「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」(2011年3月31日改訂), p.1。
- 11 金融庁ホームページ「次世代EDINETの稼働開始について(9月17日)」を参照。
- 12 日本公認会計士協会 IT委員会「新EDINETの概要とXBRLデータに関する監査人の留意事項(再公開草案)」(2014年2月18日)。
- 13 金融庁「次世代EDINETタクソノミ更新概要」。
- 14 金融庁, 前掲書。

経営情報学部論集 Vol. 28 正誤表

誤	正
p. 127 英文タイトル — The <u>autline</u> and … —	— The <u>outline</u> and … —